

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1-322
許認可等の種類	権利譲渡の承認				
根拠法令条例等・条項	河川法第34条第1項				
許認可等の概要	許可に基づく権利の譲渡の承認				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日国河政第36号) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/houteijutakujimu.pdf ・「河川法の施行について(昭和40年6月29日付け建設省河発第245号)」3の(2) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasensekousekou-40-6-29.pdf ・「農業用水の転用に関する取扱いについて(昭和47年12月7日付け建設省河政発第105号)」記I、IV及びVI http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/nougyouyousuitenyou-47-12-7.pdf ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号)」一から四まで(河川法の規定による処分について適用する場合に限る)、五の1(柱書の第2段落及び第3段落を除く) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/sinsakijunsakutei-6-9-30-52.pdf ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号)記一の1 http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/syobununyyou-6-9-30-53.pdf 				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日(建設事務所に委任されているものは30日)				
期間の制定根拠	平成6年9月29日6河第306号				